

第6回検討会	
平成19年12月10日	資料2

認定検討会私案

以下のように基本を組み立てました。

1. 「疾病重篤度」「被曝線量」「これまでの身体的・精神的・社会的障害度」の3つの面から障害度を判断する。
2. それぞれに2:2:1の比で重みをもたせる。
3. 「疾病重篤度」は医学的有意性を尊重し、障害の程度別に グループ化する。
4. 「被曝線量」は初期放射線と入市時被曝の線量を加味したものとする。
5. 「これまでの身体的・精神的・社会的障害度」を算定する。(PTSD,これまでの病気の数と質、社会的障害度に別けてそれぞれ算定する)
6. これらの要素から得られる障害度を幾つかのグループにランク付けする。
7. 障害度に基づくランクに対応した給付を行う。

疾病重篤度

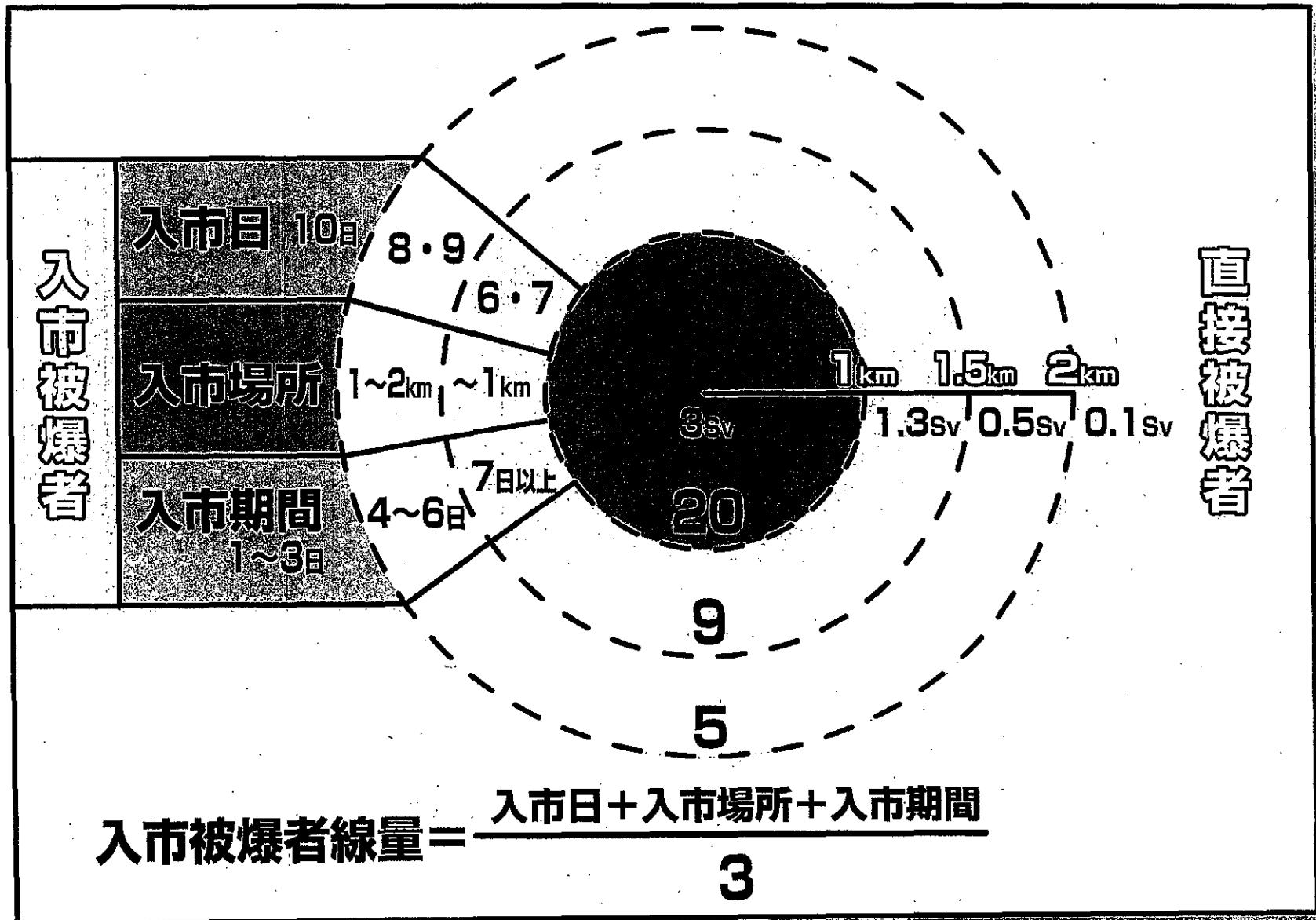
5
15
20

- ・白血病及び類縁疾患
- ・がん（疫学的確定）
- ・重複がん
- ・心筋梗塞、脳血管障害
- ・白内障
- ・副甲状腺機能亢進症

- ・肝機能障害
- ・循環器障害
- ・運動機能障害
- ・その他
(健康管理手当該当疾患)

- ・がん（疫学的未確定）
- ・甲状腺機能低下症
- ・M蛋白血症
- ・肺線維症
- ・慢性疾患（疫学的確定）

被爆線量



これまでの身体的・精神的・社会的障害度

